

2006年9月17日

原文：仏語

国連総会 第61会期
議題項目64(a)
人種主義・人種差別撤廃

人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容との闘いと、
ダーバン宣言・行動計画の包括的实施

現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する
特別報告者の報告書（抜粋）

（要旨）

本報告書において特別報告者は、人権委員会第61会期以降、「人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に反対する世界会議」のフォローアップの一環として行なった活動について説明している。とくに、人権委員会第62会期に提出され、人権理事会第2会期で紹介される予定の諸報告書、すなわち人種主義、人種差別、外国人嫌悪およびあらゆる形態の差別に関する一般的報告書（E/CN.4/2006/16）、（2001年9月11日の事件後における）世界各地のムスリムおよびアラブ人の状況に関する報告書（E/CN.4/2006/17）、人種主義を助長しまたは扇動する政治的主張の問題に関する報告書（E/CN.4/2006/54）、日本（E/CN.4/2006/16/Add.2 and Corr.1）およびブラジル（E/CN.4/2006/16/Add.3）への公式訪問報告書、ならびにスイスへの公式訪問に関する予備的覚書（E/CN.4/2006/16/Add.14）を要約したものである。

本報告書ではまた、特別報告者がその任務の一環として参加したさまざまな会合および会議の評価も行なっている。活動の報告は、特別報告者が人権委員会第62会期に提出した諸報告書、他の人権機構との調整活動、任務の範疇に属するテーマについてのさまざまな会合・会議への参加、および現地訪問という形で分類されている。最後に挙げた現地訪問には、日本、ブラジル、スイスおよびロシア連邦への公式訪問が含まれる。

特別報告者は、これらの活動すべてにおいて2つの方針をとってきた。ひとつは、新旧双方の形態で生ずる人種主義・人種差別・外国人嫌悪を緊密に監視・分析すること、もうひとつは、それらと闘うための二重の戦略— 政治的・法的戦略ならびに文化的・民族的戦略— を促進することである。

I. 序論

1. 人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容の根絶ならびにダーバン宣言・行動計画の包括的実施およびフォローアップのための世界的努力に関する2005年12月16日の決議60/144において、（国連）総会は一 とくに特別報告者の結論と勧告

に基づき一、人種主義的暴力および外国人嫌悪的考え方が、世界の多くの場所で、政界で、世論の領域で、そして社会一般において、とりわけ人種主義的・外国人嫌悪的な綱領や憲章に基づいて設立される集団の活動の復活により増加していることに、危機感を覚えていることを表明した。

2. 総会は、人種的動機に基づく暴力行為、外国人嫌悪および不寛容、ならびにそれをいずれかの形態で正当化または助長しようと試みるプロパガンダ行動および組織を含むすべての形態の人種主義および人種差別に対する、無条件の非難を表明した。総会はまた、新たに登場しかつ復活しつつある人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容の諸形態間で優劣をつけようとする近年の試みについて深い懸念を表明し、各国に対し、災厄の原因となるこれらの事象に対応する措置をとるよう促した。総会は、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容を動機とする犯罪的行為と闘うための効果的措置（これらの動機が量刑における加重要因と見なされることを確保し、これらの犯罪が処罰されないことを防止し、かつ法の支配を確保するための措置を含む）をとることは各国の責務であることを強調した。

3. 総会は、人種的嫌悪を動機とする暴力を煽動する印刷媒体、視聴覚媒体、電子媒体および新しいコミュニケーション技術（インターネットを含む）の悪用を非難し、各国に対し、ダーバン宣言および行動計画に基づいて約束したコミットメントに従い、表現の自由に関する既存の国際的および地域的基準に従い、かつ意見および表現の自由についての権利を保障するためにすべての必要な措置をとりつつ、このような形態の人種主義と闘うためにあらゆる必要な対策をとるよう求めた。総会はまた、各国に対し、外国の文化、諸人民および諸国に関する知識ならびにそれらへの寛容および尊重についての教育を、自国の教育カリキュラムおよび社会プログラムに取り入れることも奨励した。

4. 総会はまた、反ユダヤ主義、キリスト教嫌悪およびイスラム嫌悪が世界各地で増加していることも、アラブ人、キリスト教徒、ユダヤ人、ムスリムの各コミュニティ、アフリカ系の人々のコミュニティ、アジア系の人々のコミュニティおよびその他のコミュニティに対する人種主義および差別的考え方に基づいた人種的かつ暴力的な運動が台頭していることとともに、深い懸念をもって認識した。

5. 総会は特別報告者に対し、ナショナル・マイノリティ、エスニック・マイノリティ、宗教的・言語的マイノリティ、移住者、庇護希望者ならびに難民による市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利の完全な享受に対して人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容が及ぼす負の影響について、引き続き特に注意を払うよう要請した。総会は、特別報告者の活動に対する全面的支持および評価を表明し、加盟国に対して特別報告者と引き続き協力するよう促すとともに、特別報告者がその任務を完全にかつ効果的に遂行できるよう、訪問の要請に対しては好意的に対応することを考慮するよう求めた。総会はまた、加盟国およびその他の関係者に対し、特別報告者の

勧告の実施を考慮するよう奨励した。この目的のため、総会は国連人権高等弁務官に対し、各国の要請に応じて、各国が特別報告者の勧告を完全に実施することができるようにするための助言サービスおよび技術的援助を提供するよう促した。さらに総会は、特別報告者と人権高等弁務官事務所、とくに反差別部がより緊密に連携するよう奨励した。総会はまた、〔国連〕事務総長に対し、特別報告者がその任務を効率的、効果的かつ迅速に実行するために必要なあらゆる人的および財政的援助を提供するとともに、特別報告者が総会第61会期に対して中間報告を提出できるようにするよう、要請した。

6. 総会は、人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に対する闘いのあり方を明らかにし、かつその闘いをいっそう目に見えるものにしたという国連人権高等弁務官の決意と、国連高等弁務官事務所の活動およびプログラムにおいてこの闘いを横断的課題として位置づけようとする同弁務官の意図を歓迎した。

7. 本報告書は、以上に主な項目を要約して掲げたこの決議に従って提出されるものである。

II. 特別報告者の活動

D. 現地訪問

1. 日本への訪問

43. 特別報告者は、2005年7月3日から11日まで日本を訪問し、大阪、京都、東京、北海道（札幌・二風谷・白老）および中部地方の愛知県を訪れた。特別報告者は、いくつもの省庁の代表者、大阪、京都、東京および札幌の地方自治体の代表者、ならびに市民社会および関係するコミュニティの代表者と面会した。

44. 〔国連人権〕委員会への公式訪問報告書（E/CN.4/2006/16/Add.2）で、特別報告者は、人種差別および外国人嫌悪—それは主として経済的・社会的性質を有する形で表れるが、政治的・文化的・歴史的性質を有する形でも表れる—が存在し、それが3種類の被差別集団に影響を及ぼしていると結論づけた。3種類の被差別集団とは、ナショナル・マイノリティ（部落の人びと、アイヌ民族、沖縄の人びと）、かつての日本の植民地出身者およびその子孫（コリアン、中国人）、ならびに外国人・移住労働者である。

45. 特別報告者は、一部のマイノリティのいくつかの権利を促進する多くの法律が採択されたことを歓迎するが、人種主義、人種差別および外国人嫌悪を違法化する国内法がないことには懸念をもって留意するものである。これとの関連で、特別報告者は、日本における人種差別の存在を認めること、それと闘う政治的意思を表明すること、差別を禁止する国内法を採択すること、および、主要な形態の人種主義および差別への対応を任務とする、平等および人権のための国内委員会を内閣府の附属機関として設置することを勧告する。この委員会は、関連するマイノリティとの協議のうえ、最優先課題

として、ダーバン宣言および行動計画に基づく、人種主義、人種差別および外国人嫌悪と闘うための国内行動計画を起草するべきである。また、差別の根深い源であるアイデンティティ形成のなかで歴史が果たす中心的役割、および近隣諸国との伝統的対立の深さを考慮し、特別報告者は、この地域の国々と連携しながら、かつユネスコの指導のもと、アフリカ、ラテンアメリカ、カリブ海諸国および中央アジアについて記述された通史と同様の、この地域の通史を作成することも提案した。

46. 特別報告者は、先般、庭野平和賞委員として2006年5月10日から19日まで日本を訪問したことに触れておきたい。庭野平和賞は、平和と宗教間協力の促進において重要な役割を果たした個人または団体に毎年授与されるものである。特別報告者の任務は継続的なものであり、公式訪問に限定されるものではないことから、特別報告者は、2005年7月に会うことができなかった日本社会の重要な人物と会見して公式訪問の仕上げを行ない、また任務にとって重要でありながら短期間の公式訪問中には訪れることができなかった地域を訪問する目的で、市民社会組織、とくに反差別国際運動による招待を受け入れた。それにともない、東京では主要な各政党の議員と会見し、それぞれの政治方針における、人種主義・差別と闘うための措置について情報提供を受けた。また、東京、大阪および沖縄で市民社会の代表者とも会見した。沖縄は、市民社会からの熱心な招待にも関わらず、2005年7月には訪問することができなかった地域である。沖縄において特別報告者は、深く実感され、かつ市民社会の代表者により裏付けられた、2つの形態の差別に留意した。すなわち安全保障上および環境上の差別（これは住民全体に不利益をもたらし、また日本の他の地域に比べて米軍基地が過度に集中することから生じているととらえられている）と、沖縄の人びとのアイデンティティに関連する文化的・歴史的差別である。特別報告者は、最初に外務省に表敬訪問を行なって訪問の目的と日程を伝えるつもりでいたが、滞在を終える時期になって、政府が特別報告者の沖縄訪問に関して不快感を表明していること、またその訪問が市民社会によって企画・主催されたことについて異議を申立てていることに留意した。特別報告者は、日本政府に対し、これらの2つの点について自らの異論を伝えた。特別報告者としては、その任務の有効性および客観性は2つのきわめて重要な原則が尊重されることと結びついていると考える。ひとつは、各国における人種主義、人種差別および外国人嫌悪の状況を、世界的状況に関する一般的報告書のためにも、訪問先の国に関する個別の報告書のためにも継続的にフォローアップできなければならないということであり、もうひとつは、政府および市民社会と、直接の、バランスのとれた、かつ独立の関係性を保てなければならないということである。これらの原則が尊重されることによって、特別報告者は、現地訪問に関わるものであれ、自己の任務に関わる多様な会合への参加に関わるものであれ、政府、政府間機関および国内・国際NGOからの招待および協力を受け入れることができる。

47. これに関連して、現在の国際的文脈においては自らの任務が特に微妙な性質を有することを顧慮し、特別報告者— 特別報告者はその任務の遂行に自分の時間のかなりの部分を捧げており、また国連人権高等弁務官事務所の資源が限られていることを認識

している一 は、特別報告者を招待し、かついくつもの活動の費用（交通費・宿泊費）を負担してくれた各国政府および市民社会機関に感謝したい。特別報告者は、上記の原則の尊重および意味合いが、人権理事会による特別手続の問題の検討において考慮されることを望むものである。

III. 結論および勧告

6 1. 総会は、2つの深刻な進展の結果、人種主義、人種差別および外国人嫌悪に対する闘いが後退していることを示す危機的兆候に対し、加盟国の注意を喚起するよう促される。2つの深刻な進展とは、民主主義的政党の政治綱領における人種主義的・外国人嫌悪的主張の影響を通じて人種主義および外国人嫌悪がますます受け入れられるようになっていることと、人種主義的な政治的暴力が台頭していることである。

6 2. 総会はまた、人種主義および外国人嫌悪と闘うための努力における政治的意思の中心的重要性を想起することを、加盟国に対して求めるよう促される。

6 3. 総会はまた、人種主義および外国人嫌悪に対する闘いと、多文化主義の承認および促進との連携を促進するよう促される。

6 4. 総会は、宗教の誹謗、反ユダヤ主義およびキリスト教嫌悪ならびに特にイスラム教嫌悪の深刻な性質に対して加盟国の注意を喚起するとともに、宗教間および文化間の対話における国連の役割を強化することにより、また平和、開発および人権のためのプログラムや活動への宗教・宗教的伝統の代表者の積極的かつ共同の参加を得ることにより、それらとの闘いを促進するよう促される。

6 5. 総会は、国際スポーツ団体、特にFIFAに対し、スポーツにおける人種主義と闘うプログラムを実施および拡大することを奨励するとともに、各国政府に対し、それらのプログラムを積極的に支援することを奨励するよう促される。

6 6. 総会は、市民的および政治的権利に関する国際規約の精神にのっとり、表現の自由および宗教の自由はあらゆる形態の人種主義・差別との闘いと両立し、かつその闘いを補完するものであることを強調するとともに、関連のあらゆる条約機関および国際機関に対し、このような補完性を強化するために必要な追加的規定について検討することを求めるよう、促される。

翻訳：木村真希子（市民外交センター）、IMADR-JC事務局

監訳：平野裕二